

議案第 103 号

水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

令和 2 年 12 月 3 日提出

熊取町長 藤原 敏 司

提案理由

令和 3 年 4 月 1 日に熊取町水道事業が大阪広域水道企業団と統合するにあたり、現行条例が廃止となり、水道事業に関する文言や項目が不要となることから、関係条例を改正する必要があるため、この条例案を提出するものです。

水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

下水道事業の設置等に関する条例

第1条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第2条第1項中「水道事業及び」及び「（以下「上下水道事業」という。）」を削り、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第3条第1項中「上下水道事業」を「下水道事業」に改め、同条第2項中「上下水道事業」を「下水道事業」に、「上下水道部」を「都市整備部」に改める。

第4条、第5条、第6条、第7条第1項及び同条第2項第3号中「上下水道事業」を「下水道事業」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（水道事業給水条例の廃止）
- 2 水道事業給水条例（昭和38年条例第17号）は、廃止する。
（水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者条例の廃止）
- 3 水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者条例（平成24年条例第33号）は、廃止する。
（議会委員会条例の一部改正）
- 4 議会委員会条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「、上下水道部」を削る。
（情報公開条例の一部改正）
- 5 情報公開条例（平成10年条例第28号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「水道事業及び」を削る。
（個人情報保護条例の一部改正）
- 6 個人情報保護条例（平成10年条例第29号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「水道事業及び」を削る。
（職員定数条例の一部改正）
- 7 職員定数条例（昭和54年条例第2号）の一部を次のように改正する。
第2条第5号中「水道事業及び」を削り、「31人」を「15人」に改める。

(上下水道事業職員給与条例の一部改正)

- 8 上下水道事業職員給与条例(昭和43年条例第5号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

下水道事業職員給与条例

第1条及び第2条第1項中「上下水道事業職員」を「下水道事業職員」に改める。

第10条の2中「水道事業及び」を削る。

第17条中「上下水道事業職員」を「下水道事業職員」に改める。

(下水道条例の一部改正)

- 9 下水道条例(平成2年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「水道事業及び」を削る。

第20条第1号中「水道事業給水条例(昭和38年条例第17号)第19条」を「大阪広域水道企業団水道事業給水条例(平成29年大阪広域水道企業団条例第2号)第20条」に改める。

(下水道事業受益者負担金条例の一部改正)

- 10 下水道事業受益者負担金条例(平成2年条例第15号)の一部を次のように改正する。
第1条中「水道事業及び」を削る。

水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第11号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>下水道事業の設置等に関する条例</u></p> <p style="text-align: center;">（設置）</p> <p><u>第1条 都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。</u></p> <p style="text-align: center;">（経営の基本）</p> <p>第2条 <u> 下水道事業 </u>は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p><u>2</u> （略）</p> <p style="text-align: center;">（組織）</p> <p>第3条 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定に基づき、<u>下水道事業</u><u> </u>に管理者を置かないものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</u></p> <p style="text-align: center;">（設置）</p> <p><u>第1条 生活用水その他の浄水を町民に供給するため、水道事業を設置する。</u></p> <p><u>2 都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。</u></p> <p style="text-align: center;">（経営の基本）</p> <p>第2条 <u>水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）</u>は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p><u>2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>（1） 給水区域は、熊取町の区域内（標高140メートル以上は除く。ただし、大字久保及び大字野田のそれぞれの一部は含む。）とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>（2） 給水人口は、45,000人とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>（3） 1日最大給水量は、16,000立方メートルとする。</u></p> <p><u>3</u> （略）</p> <p style="text-align: center;">（組織）</p> <p>第3条 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定に基づき、<u>上下水道事業</u>に管理者を置かないものとする。</p>

2 法第14条の規定に基づき、下水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため、都市整備部を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格)が700万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡(土地については、1坪5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任にかかる賠償額が50万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が700万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が200万円以上のものとする。

(業務の状況の公表)

第7条 管理者は、下水道事業の業務に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明

2 法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため、上下水道部を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない上下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格)が700万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡(土地については、1坪5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任にかかる賠償額が50万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 上下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が700万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が200万円以上のものとする。

(業務の状況の公表)

第7条 管理者は、上下水道事業の業務に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明

する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までにそれぞれ町長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため、管理者が必要と認める事項

する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までにそれぞれ町長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、上下水道事業の経営状況を明らかにするため、管理者が必要と認める事項

議会委員会条例（平成12年条例第29号）の一部を改正する条例新旧対照表

（水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第11号）の一部を改正する条例附則第4項による一部改正）

改正案	現行
<p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 事業厚生常任委員会 7人</p> <p>都市整備部_____、住民部及び健康福祉部に関すること。</p>	<p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 事業厚生常任委員会 7人</p> <p>都市整備部、<u>上下水道部</u>、住民部及び健康福祉部に関すること。</p>

情報公開条例（平成10年条例第28号）の一部を改正する条例新旧対照表

（水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第11号）の一部を改正する条例附則第5項による一部改正）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 実施期間 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、_____下水道事業の管理者の権限を行う町長及び議会をいう。</p> <p>（2）・（3） （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 実施期間 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>水道事業及び</u>下水道事業の管理者の権限を行う町長及び議会をいう。</p> <p>（2）・（3） （略）</p>

個人情報保護条例（平成10年条例第29号）の一部を改正する条例新旧対照表

（水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第11号）の一部を改正する条例附則第6項による一部改正）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 実施期間 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、_____下水道事業の管理者の権限を行う町長及び議会をいう。</p> <p>（2）～（5） （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 実施期間 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>水道事業及び</u>下水道事業の管理者の権限を行う町長及び議会をいう。</p> <p>（2）～（5） （略）</p>

職員定数条例（昭和54年条例第2号）の一部を改正する条例新旧対照表

（水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第11号）の一部を改正する条例附則第7項による一部改正）

改正案	現行
<p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5） _____下水道事業の事務部局の職員 <u>15人</u></p>	<p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5） <u>水道事業及び下水道事業の事務部局の職員 31人</u></p>

上下水道事業職員給与条例（昭和43年条例第5号）の一部を改正する条例新旧対照表

（水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第11号）の一部を改正する条例附則第8項による一部改正）

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>下水道事業職員給与条例</u></p> <p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき<u>下水道事業職員</u>の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p> <p>（給与の種類）</p> <p>第2条 <u>下水道事業職員</u>で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給与及び手当とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（管理職手当）</p> <p>第10条の2 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき_____下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）が指定するものについて支給する。</p> <p>（非常勤職員の給与）</p> <p>第17条 <u>下水道事業職員</u>で職員以外のものについては、職員の給与権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>上下水道事業職員給与条例</u></p> <p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき<u>上下水道事業職員</u>の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p> <p>（給与の種類）</p> <p>第2条 <u>上下水道事業職員</u>で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給与及び手当とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（管理職手当）</p> <p>第10条の2 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき<u>水道事業及び下水道事業</u>の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）が指定するものについて支給する。</p> <p>（非常勤職員の給与）</p> <p>第17条 <u>上下水道事業職員</u>で職員以外のものについては、職員の給与権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p>

下水道条例（平成2年条例第14号）の一部を改正する条例新旧対照表

（水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第11号）の一部を改正する条例附則第9項による一部改正）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（9） （略）</p> <p>（10） 指定工事店 第7条の3第2項の規定により _____ 下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。） が指定したものをいう。</p> <p>（汚水排除量の認定）</p> <p>第20条 使用者が排除した汚水量の算定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 水道水を使用する場合は、<u>大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号）第20条</u>の規定に基づき、水道料金を算出するときに算出された水道の使用水量とする。</p> <p>（2）・（3） （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（9） （略）</p> <p>（10） 指定工事店 第7条の3第2項の規定により<u>水道事業及び</u> 下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。） が指定したものをいう。</p> <p>（汚水排除量の認定）</p> <p>第20条 使用者が排除した汚水量の算定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 水道水を使用する場合は、<u>水道事業給水条例（昭和38年条例第17号）第19条</u>の規定に基づき、水道料金を算出するときに算出された水道の使用水量とする。</p> <p>（2）・（3） （略）</p>

下水道事業受益者負担金条例（平成2年条例第15号）の一部を改正する条例新旧対照表

（水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第11号）の一部を改正する条例附則第10項による一部改正）

改正案	現行
<p>（総則）</p> <p>第1条 _____下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）は、この条例の定めるところにより、熊取町南大阪湾岸中部流域関連公共下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づく受益者負担金（以下「負担金」という。）を徴収するものとする。</p>	<p>（総則）</p> <p>第1条 <u>水道事業及び</u>下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）は、この条例の定めるところにより、熊取町南大阪湾岸中部流域関連公共下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づく受益者負担金（以下「負担金」という。）を徴収するものとする。</p>